

公 告

第 371 号

当健康保険組合の健康保険料率について、令和8年度より、下記のとおり変更となります。

介護保険料率については、変更ありません。

令和8年度より、子ども・子育て支援金制度により、国より提示された支援金率にて、支援金の徴収開始となります。

令和8年3月11日

S Gホールディングスグループ健康保険組合

理事長 阿 部 清 彦



記

	令和8年度			(参考) 令和7年度
	事業主負担	被保険者負担	計	
健康保険料率	48.500/1,000	48.500/1,000	97.000/1,000	98.000/1,000
一般保険料率	47.850/1,000	47.850/1,000	95.700/1,000	96.700/1,000
基本保険料率	32.868/1,000	32.868/1,000	65.736/1,000	60.396/1,000
特定保険料率	14.982/1,000	14.982/1,000	29.964/1,000	36.304/1,000
調整保険料率	0.650/1,000	0.650/1,000	1.300/1,000	1.300/1,000
※介護保険料率	8.000/1,000	8.000/1,000	16.000/1,000	16.000/1,000
子ども子育て支援金率	1.150/1,000	1.150/1,000	2.300/1,000	

※介護保険料は、40歳以上65歳未満の被保険者または40歳以上65歳未満の被扶養者を扶養する被保険者が対象です。

【一般被保険者（任意継続被保険者を除く）】

○健康保険料・介護保険料は、令和8年3月分（4月納入分）から適用する。

○子ども・子育て支援金は、令和8年4月分（5月納入分）から適用する。

【任意継続被保険者】

○健康保険料・介護保険料・子ども子育て支援金は、令和8年4月分（4月納入分）から適用する。